

社会福祉法人さざんか会役員等報酬規程(案)

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人さざんか会(以下、「当法人」という。)の定款第8条及び第21条に基づき、評議員及び役員に対する報酬等の支給額並びにその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち当法人本部にて月16日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、謝金その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- | | |
|----------|------|
| (1)常勤役員 | 月額報酬 |
| (2)非常勤役員 | 日額報酬 |
| (3)評議員 | 日額報酬 |
| (4)監事 | 日額報酬 |
- 2 当法人事業所に就業し、その対価として報酬を受領している役員については、前項の報酬は支給しないものとする。
 - 3 役員等には、退職手当は支給しないものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は月額とし、別表1「常勤役員報酬表」に定める年度の総額及び月額の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 月額は、評議員会が前項に定める額の範囲内で、当該役員の実態、或いは他の法人及び民間企業などの水準を考慮して、決定する。
- 3 常勤役員に、第1項に定める月額の2か月分を賞与として支給することができる。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、別表2「非常勤役員報酬表」に定める年度の総額及び一人当たりの日額の範囲内で、理事会等への出席の都度、支給する。
- 5 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める総額の範囲内で、別表2「非常勤役員報酬表」に定める年度の総額及び一人当たりの日額の範囲内で、評議員会

への出席の都度、支給する。

- 6 監事が内部監査業務を行うときは、別表3「監事監査報酬表」に定める日額を支給する。
- 7 役員等が理事会及び評議員会以外で、法人運営に必要な職務の執行に当たった場合、別表4「役員等日当表」に定める日額及び交通費を支給する。

(費用)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
- 3 通勤手当の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法によるものとする。
- 4 通勤手当は6ヵ月分を取りまとめ、購入月の報酬支給日に支給する。
- 5 事情により、通勤手当が不要となった場合未使用分については返済するものとする。
- 6 役員及び評議員には出張に要する費用(宿泊費を含む。)を、出張費として支給することができる。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月25日に月額報酬から控除すべき金額を控除した残額を支給する。ただし、支給する日が休日のときは、その前日に繰り上げるものとする。

- 2 前項の支給方法は、原則として常勤役員が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

〈別表 1〉 常勤役員報酬表 [単位:円]

	月 額	年度総額
理 事	276,000	3,864,000

注) 上記金額は、税込み額とする。

〈別表 2〉 非常勤役員・評議員報酬表 [単位:円]

役職名	謝 金	年度総額	備 考
理 事	○遠隔地域	150,000	理事会・評議員会 1 回当りの金額 (税抜き)
	15,000		
評議員	○中距離地域	100,000	
	10,000		
監 事	○近隣地域	30,000	
	3,000		

注) 謝金の遠隔地は受給する者の居住地が、法人本部から概ね 80 km 以上、
中距離地域は概ね 30 km 以上、近距離地域は 30 km 以内とする。

〈別表 3〉 監事監査報酬表 [単位:円]

役職名	日 額	備 考
監 事	50,000	1 回の業務当り (税抜き)

〈別表 4〉 役員等日当表 [単位:円]

役職名	日 額	備 考
理 事 評議員 監 事	10,000	1 回の業務当り (税抜き)